

整備項目表（建築物）入力 の 留意事項

■入力にあたって

- ・ 太枠で囲った部分が入力できます。
- ・ 入力欄以外の変更や修正は行わないでください。
（集計処理等が正常に起動しない場合があります。）

■入力方法

- ・ 入力はプルダウンで相当となるものを選びます。
- ・ 【対象欄】 当該項目が対象となるかどうか入力します。
対象用途でない、対象面積でない、建築物に項目の設置が無い→「対象外」

「対象外」を選んだ場合⇒以降の入力欄が網掛けになります。

「対象」を選んだ場合⇒それぞれの整備箇所について、
設計ガイドブックで適否等を判断し、
選択してください。

非該当	整備箇所が無い場合
適	整備基準に適合する場合
適（ただし書）	整備基準のただし書の規定に適合する場合
否	整備基準に適合しない場合
否（努力）	整備基準（努力規定）に適合しない場合 ※整備基準（努力規定）に適合しない場合であっても、 その整備項目は「不適合」とはなりません。

■エラーメッセージの解説（表紙）

- ・ 「対象/対象外を選択してください」
→対象or対象外を選択していない項目があります
- ・ 「空白のセルがあります」
→対象と入力しているが、整備状況欄に空欄があります

整備項目表（建築物）集計表

建築物名称（用途）：

 建築物別（棟別）で一の届出とする場合に入力

	整備項目	判定
1	廊下等	対象外・適合・不適合
2	階段	対象外・適合・不適合
3	傾斜路	対象外・適合・不適合
4	便所	対象外・適合・不適合
5	客室	対象外・適合・不適合
6	敷地内の通路	対象外・適合・不適合
7	駐車場等	対象外・適合・不適合
8-1 (1.3.6.13の【2】 移動等円滑化経路)	移動等円滑化経路	対象外・適合・不適合
8-2	エレベーター等	対象外・適合・不適合
9	標識	対象外・適合・不適合
10	案内設備	対象外・適合・不適合
11	視覚障害者移動等円滑化経路	非該当※・対象外・適合・不適合
12	育児用施設	対象外・適合・不適合
13	出入口	非該当※・対象外・適合・不適合
14	浴室等	対象外・適合・不適合
15	客席	対象外・適合・不適合
16	カウンター等	対象外・適合・不適合
17	休憩設備	対象外・適合・不適合

※11. 視覚障害者移動等円滑化回路、13. 出入口において、
「対象」かつ整備状況が全て「非該当」の場合、判定は「非該当」としてください

1 廊下等

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】廊下等

対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあつては、共用のもの）	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第11条第1号に適合すること。 （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適 否
②戸の構造	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	非該当 適 否
③点状ブロック等	★階段、段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。 ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。 ・駐車場	非該当 適 適（ただし書） 否
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適 適（ただし書） 否

【2】移動等円滑化経路を構成する廊下等

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあつては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること。	適 否
①幅	●令第19条第2項第3号イに適合すること。 （＝幅は、120cm以上とすること。）	適 否
②車椅子の転回 スペース	●令第19条第2項第3号ロに適合すること。 （＝50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。）	適 否
	★廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設けること。	適 否
③戸の構造	●令第19条第2項第3号ハに適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適 否

2 階段

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

階段

対象	利用者の用に供する主たる階段（踊場含む。）（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの）	対象 対象外
----	---	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第12条第2号に適合すること。 （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適 否
②踏面の識別	●令第12条第3号に適合すること。 （＝踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。）	適 否
③段の構造	●令第12条第4号に適合すること。 （＝段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。）	適 否
④回り階段	★令第12条第6号（ただし書きを除く。）に適合すること。 （＝主たる階段は、回り階段でないこと。）	適 否
⑤手すり	●両側に手すりを設けること。	適 否
⑥点状ブロック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第12条第5号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 <ただし書> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・駐車場 ・段がある部分と連続して手すりを設ける	適 （ただし書） 否

3 傾斜路

建築物名称（用途）：

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福祉のまちづくり条例独自基準
☆福祉のまちづくり条例独自基準（努力義務）

【1】傾斜路

対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの）	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①手すり	●令第13条第1号に適合すること。 （＝勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。）	非該当 適 否
②路面	●令第13条第2号に適合すること。 （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適 否
③路面の識別	●令第13条第3号に適合すること。 （＝その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。）	適 否
④立ち上がり	★両側に、側壁又は立ち上りを設けること。	適 否
⑤点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第13条第4号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 <ただし書き> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	適 適（ただし書） 否

【2】移動等円滑化経路を構成する傾斜路

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること。	適 否
①幅	●令第19条第2項第4号イに適合すること。 （＝幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。）	適 否
②勾配	●令第19条第2項第4号ロに適合すること。 （＝勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。）	適 適（ただし書） 否
③踊場	●令第19条第2項第4号ハに適合すること。 （＝高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。）	非該当 適 否

4 便所

建築物名称（用途）：

【1】利用者用便所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

対象	利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎の各住戸に設けられるものを除く）	対象 対象外
----	---------------------------------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	●令第14条第1項の規定の例によること。 （＝当該便所を利用する上で支障がないものとして配置の基準、利用する階の階数に相当する数以上設けること。） <配置の基準> 利用者用便所（＝利用者の用に供する便所）を特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設けること。 <利用する階> 次のいずれかに該当する場合は利用する階の階数から除く。 ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、利用者用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの ・利用者が利用する部分の床面積が著しく小さい階（通過動線のための階等） ・利用者の滞在時間が短い階（駐車場のみの階等） ・建築物の管理運営上、利用者用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階（共同住宅の住戸のみの階等）	適 適（ただし書） 否

【2】車椅子対応トイレ（床面積の合計が1,000㎡以上の建築物（共同住宅等を除く））

対象	利用者が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く）で、利用者の用に供する便所を設ける階の便所 ✏️ここでの床面積は、利用者が利用する部分の床面積であり、バックヤード等を含まない	対象 対象外															
整備箇所等	整備基準	整備状況															
①設置数	●令第14条第2項の規定の例による。 （＝利用者用便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積に応じて、定める数以上）に、次に定める基準（②～⑦）に適合する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。） <table border="1" data-bbox="448 595 1177 900"> <thead> <tr> <th></th><th>利用者が利用する部分の階の床面積</th><th>便所の必要設置数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>【小規模階】 1,000㎡未満</td><td>小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>【標準階】 1,000㎡以上10,000㎡以下</td><td>1</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>【大規模階】 10,000㎡超え40,000㎡以下</td><td>2※2</td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>【大規模階】 40,000㎡超え</td><td>当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2</td></tr> </tbody> </table> ※1 利用者用便所設置階の数を上限とする。 ※2 当該階における利用者用便所の数を上限とする。 <ただし書> ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、車椅子使用者用便房を1以上（男子用、女子用の区別がある場合それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ・利用者用便所設置階の利用者用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該利用者用便所設置階以外の便所設置階の利用者用便所に設ける場合 ・男子用の利用者用便所のみを設ける階には、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 ・女子用の利用者用便所のみを設ける階には、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 ★車椅子使用者用便房のうち1以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できること。		利用者が利用する部分の階の床面積	便所の必要設置数	(1)	【小規模階】 1,000㎡未満	小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1	(2)	【標準階】 1,000㎡以上10,000㎡以下	1	(3)	【大規模階】 10,000㎡超え40,000㎡以下	2※2	(4)	【大規模階】 40,000㎡超え	当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2	適 適（ただし書） 否
	利用者が利用する部分の階の床面積	便所の必要設置数															
(1)	【小規模階】 1,000㎡未満	小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1															
(2)	【標準階】 1,000㎡以上10,000㎡以下	1															
(3)	【大規模階】 10,000㎡超え40,000㎡以下	2※2															
(4)	【大規模階】 40,000㎡超え	当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2															
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適 否															
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適 否															
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	非該当 適 否															
	★便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否															
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否															
⑥床面	★便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適 否															
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	適 否															

【3】車椅子対応トイレ（床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の建築物など）

対象	利用者が利用する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の建築物又は500㎡未満の専ら高齢者、障害者が利用する建築物の利用者の用に供する便所 ✍ 床面積の合計が500㎡未満の建築物又は、共同住宅若しくは寄宿舎で準車椅子対応トイレの代わりに設けた場合は、この項目をチェックすること ✍ ここでの床面積は、利用者が利用する部分の床面積であり、バックヤード等を含まない	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	●条例第6条第1項の規定の例によること。 （＝利用者用便所を設ける階を有するものにおいては、当該便所のうち1以上に次に定める基準（②～⑦）に適合する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。） <ただし書> ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、車椅子使用者用便房を1以上（男子用、女子用の区別がある場合それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ・男子用の利用者用便所のみを設ける建築物には、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 ・女子用の利用者用便所のみを設ける建築物には、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	適 否 （ただし書）
	★車椅子使用者用便房のうち1以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できること。	適 否
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適 否
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適 否
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	非該当 適 否
	★便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否
⑥床面	★便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適 否
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	適 否

【4】準車椅子対応トイレ

対象	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物^{※1}で、設置する【2】車椅子対応トイレに、加えて設ける利用者の用に供する便所 ※1 共同住宅及び寄宿舍を除く ✂ <u>【2】車椅子対応トイレを2以上設けている場合は対象外</u> ✂ <u>ここでの床面積は、延べ面積であり、バックヤード等を含む</u>	対象 対象外
	利用者が利用する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物^{※2}で、利用者の用に供する便所 ※2 専ら高齢者、障害者が利用する建築物を除く ✂ <u>車椅子対応トイレを1以上設けた場合は【3】の項目をチェックすること</u> ✂ <u>ここでの床面積は、利用者が利用する部分の床面積であり、バックヤード等を含まない</u>	対象 対象外
	共同住宅又は寄宿舍で、利用者の用に供する便所（住戸を除く） ✂ <u>車椅子対応トイレを1以上設けた場合は【3】の項目をチェックすること</u>	対象 対象外

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★次に定める基準（②～⑥）に適合する便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適 否
②空間の確保等	★車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。	適 否
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適 否
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	非該当 適 否
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否
⑥洗面所	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	適 否

【5】オストメイト対応トイレ

対象	★下記以外の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍内の住戸を除く）	対象 対象外
	☆卸売市場、事務所、映画スタジオ又はテレビスタジオ、共同住宅又は寄宿舍（床面積の合計が2,000㎡未満）、工場、火葬場又は公衆便所（床面積の合計が50㎡未満）で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（努力規定） ✂ ここでの床面積は、延べ面積であり、バックヤード等を含む	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★☆便房にオストメイトの利用に配慮した設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適 否 否（努力）

【6】男子用小便器

対象	利用者の用に供する便所（男子小便器を設ける場合）（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★1以上に両側に手すり適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	適 否

【7】乳幼児対応トイレ

対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舍、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける利用者の用に供する便所 ★床面積の合計が500㎡以上の建築物 ✂ ここでの床面積は、延べ面積であり、バックヤード等を含む	対象 対象外
	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舍、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける利用者の用に供する便所 ☆床面積の合計が500㎡未満の建築物（努力規定） ✂ ここでの床面積は、延べ面積であり、バックヤード等を含む	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	●埼玉県バリアフリー条例第6条第2項各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適 否 否（努力）
②ベビーベッドの設置	●条例第6条第2項第1号に適合すること。 （＝便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。）	適 適（ただし書） 否 否（努力）
③ベビーチェア設置及び便房の表示	●条例第6条第2項第2号に適合すること。 （＝便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。）	適 否 否（努力）
④乳幼児対応の表示	●条例第6条第2項第3号に適合すること。 （＝当該便所の出入口に、②③（②ただし書に該当する場合にあっては、③）の設備を設けている旨を表示すること。）	適 否 否（努力）

5 客室

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

車椅子使用者用客室

対象	ホテル、旅館又は下宿の客室	対象 対象外
----	---------------	-----------

【1】車椅子使用者用客室

整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		●客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に1/100を乗じて得た数以上設けること。（端数切上）	非該当 適否
②車椅子使用者用客室の便所	出入口	●幅は、80cm以上とすること。	適否
		●令第16条第2項第1号口（2）の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適否
		★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適否
		★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
	内部	★車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適否
③車椅子使用者用客室の浴室	出入口	●令第16条第2項第2号口（第1号口（1））の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。）	適否
		●令第16条第2項第2号口（第1号口（2））の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適否
		★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適否
		★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
	内部	★高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適否
		★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
		★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	適否
④床面積		★室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。	適否

【2】車椅子使用者用客室（努力義務）

整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		☆【1】に定める数の車椅子使用者用客室のほか、客室の総数が51以上150以下の場合は1以上、客室の総数が151以上の場合は2以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。（端数切上）	非該当 適 否（努力）
		☆客室の総数が50未満の場合は、1以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。（端数切上）	非該当 適 否（努力）
②車椅子使用者用客室の便所	出入口	☆幅は、80cm以上とすること。	適 否（努力）
		☆令第16条第2項第1号口（2）の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適 否（努力）
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否（努力）
		☆出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否（努力）
	内部	☆車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適 否（努力）
③車椅子使用者用客室の浴室	出入口	☆令第16条第2項第2号口（第1号口（1））の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。）	適 否（努力）
		☆令第16条第2項第2号口（第1号口（2））の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適 否（努力）
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否（努力）
		☆出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否（努力）
	内部	☆高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適 否（努力）
		☆車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適 否（努力）
		☆水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	適 否（努力）
④床面積		☆室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。	適 否（努力）

6 敷地内の通路

建築物名称（用途）：

【1】敷地内の通路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

対象	利用者の用に供する敷地内通路	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第17条第1号に適合すること。 （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適 否
②段	●令第17条第2号ロ・ハに適合すること。 （＝段がある部分は、次に掲げるものであること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。）	非該当 適 否
	★段を設ける場合には、両側に手すりを設け、回り段としないこと。	非該当・適・否
③傾斜路 （手すり・ 立ち上がり）	●令第17条第3号に適合すること。 （＝傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。）	非該当 適 否
	★傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	非該当・適・否
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適 適（ただし書） 否
⑤排水溝の溝蓋	★排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	非該当・適・否

【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する敷地内通路のうち、移動等円滑化経路を構成する敷地内通路（駐車場内の通路を含む）	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】（②を除く。）の基準に適合すること。	適 否
①幅	●令第19条第2項第7号イに適合すること。 （＝幅は、120cm以上とすること。）	適 否
②車椅子の 転回場所	●令第19条第2項第7号ロに適合すること。 （＝50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。）	非該当 適 否
③戸の構造	●令第19条第2項第7号ハに適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適 否
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	非該当 適 否
④傾斜路 （幅・勾配）	●令第19条第2項第7号ニに適合すること。 （＝傾斜路は次に掲げるものであること。 （1）幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （2）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 （3）高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。）	非該当 適 否

7 駐車場等

建築物名称（用途）：

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】車椅子使用者用駐車施設

対象	利用者の用に供する駐車場（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。なお、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合に限る、車椅子使用者用駐車施設の数に計上できる。 ・自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に2/100を乗じて得た数（端数切上） ・自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数  増築等の部分が200㎡を超える場合は、既存の利用者の用に供する部分も含め適用を受ける。	非該当 適否
②幅	●令第18条第2項第1号に適合すること。 （＝幅は、350cm以上とすること。）	適否
③路面	★車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	適否

【2】高齢者、障害者等優先停車施設

対象		利用者の用に供する車寄せ（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）（努力義務）	対象 対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		☆②③に定める基準に適合する高齢者、障害者等優先停車施設を設けるよう努めること。	適 否（努力）
②乗降スペース （寸法・仕上げ）		☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	適 否（努力）
③移動等円滑化経路を構成する出入口から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路	段の禁止	☆令第19条第2項第1号に適合すること。 （＝通路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適 否（努力）
	床面	☆令第17条第1号に適合すること。 （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適 否（努力）
	幅	☆令第19条第2項第7号イに適合すること。 （＝幅は、120cm以上とすること。）	適 否（努力）
	車椅子の 転回場所	☆令第19条第2項第7号ロに適合すること。 （＝50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。）	非該当 適 否（努力）
	戸の構造	☆令第19条第2項第7号ハに適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適 否（努力）
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適 否（努力）
		☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	非該当 適 否（努力）
	傾斜路 （手すり・ 識別・ 幅・ 勾配・ 立ち上がり）	☆令第17条第3号に適合すること。 （＝傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。）	非該当 適 否（努力）
		☆令第19条第2項第7号ニに適合すること。 （＝傾斜路は次に掲げるものであること。 （1）幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （2）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 （3）高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。）	非該当 適 否（努力）
		☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	非該当 適 否（努力）
突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適 適（ただし書） 否（努力）	
排水溝の溝蓋	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	非該当 適 否（努力）	

8-1 移動等円滑化経路

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は1,000㎡）以上、又は利用居室なし）

対象		対象 対象外
床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡）以上、又は利用居室が設けられていない建築物の経路		
整備箇所等	整備基準	整備状況
①経路（利用居室からA～Cまで）	A 道等 【建築物に、利用居室を設ける場合】 ★道等※から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路	非該当 適否
	B 便所 【建築物又はその敷地に車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ客室に設けられたものを除く。）を設ける場合】 ★利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）から当該車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレまでの経路	非該当 適否
	C 駐車施設 【建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合】 ★当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）までの経路	非該当 適否
②経路の長さ	★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	適否
③階段又は段	●令第19条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適 適（ただし書） 否

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える

【2】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は1,000㎡）未満で、地上階に利用居室あり

対象		床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階に利用居室を有する建築物の経路	対象 対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
① 経路（地上階からA、Cまで） 利用居室	A道等	★道等※から地上階にある利用居室までの経路	非該当 適否
	B便所	★地上階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	非該当 適否
	C駐車施設	★車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階にある利用居室までの経路	非該当 適否
② 経路（地上階以外のA、Cの階にある利用居室からA、Cまでの経路）	A道等	☆道等※から地上階以外の階にある利用居室までの経路	非該当 適否（努力）
	B便所	☆地上階以外の階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	非該当 適否（努力）
	C駐車施設	☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階以外の階にある利用居室までの経路	非該当 適否（努力）
③経路の長さ		★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	適否
④階段又は段		●令第19条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適 適（ただし書） 否

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える

【3】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は、1,000㎡）未満で、地上階以外の階のみに利用居室あり）

対象		床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有する建築物の経路	対象 対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
① 経路 （地上階にある出入口からA～Cまで）	A道等	★道等※から地上階にある出入口までの経路	適 否
	B便所	★地上階にある出入口から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）までの経路	非該当 適 否
	C駐車施設	★車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階にある出入口までの経路	非該当 適 否
② 経路 （地上階以外の階にある利用居室からA～Cまで）	A道等	☆道等※から地上階以外の階にある利用居室までの経路	非該当 適 否（努力）
	B便所	☆地上階以外の階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）までの経路	非該当 適 否（努力）
	C駐車施設	☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階以外の階にある利用居室までの経路	非該当 適 否（努力）
③経路の長さ		★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	適 否
④階段又は段		●令第19条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適 適（ただし書） 否

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える

8-2 エレベーター等

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】エレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く）

共同住宅又は寄宿舎の場合は【2】が対象となります

対象		移動等円滑化経路を構成するエレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く）及びその乗降口ビー	対象 対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①停止階		★籠は、利用居室、車椅子対応トイレ若しくは準車椅子対応トイレ又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	適・否 否（努力）
②出入口の幅		●令第19条第2項第5号ロに適合すること。 （＝籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。）	適・否 否（努力）
③乗降口ビー		●令第19条第2項第5号ニに適合すること。 （＝乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。）	適・否 否（努力）
④籠の大きさ	2,000㎡以上	●令第19条第2項第5号ハに適合すること。 （＝籠の奥行きは、135cm以上とすること。）	非該当・適・否
		●令第19条第2項第5号チ(1)に適合すること。 （＝籠の幅は、140cm以上とすること。）	非該当・適・否
		●令第19条第2項第5号チ(2)に適合すること。 （＝籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。）	非該当・適・否
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途	★籠の幅は90cm以上とすること。	非該当・適 否・否（努力）
		★籠の奥行きは120cm以上とすること。	非該当・適 否・否（努力）
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途以外	★籠の幅は90cm以上とすること。 ●籠の奥行きは135cm以上とすること。	非該当・適 否・否（努力）
⑤手すり		★籠内には、手すりを設けること。	適・否 否（努力）
⑥鏡		★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	適・否 否（努力）
⑦表示案内		●令第19条第2項第5号ヘに適合すること。 （＝籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。）	適・否 否（努力）
		●令第19条第2項第5号トに適合すること。 （＝乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。）	適・否 否（努力）
⑧車椅子使用者対応操作盤		●令第19条第2項第5号ホに適合すること。 （＝籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。）	適・否 否（努力）
⑨視覚障害者対応操作盤		●籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（令第19条第2項第5号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	適 適（ただし書） 否 否（努力）
		★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑨視覚障害者対応操作盤の規定は適用しない）。	
⑩音声案内(籠の出入口)		★籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	非該当・適 否・否（努力）
⑪音声案内(昇降方向)		●籠内又は乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	適 適（ただし書） 否 否（努力）
		★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑪音声案内(昇降方向)の規定は適用しない）。	
⑫音声案内 （到着する階・出入口の戸の開鎖）		●籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑫音声案内（到着する階・出入口の戸の開鎖）の規定は適用しない）。	適 適（ただし書） 否 否（努力）
⑬自動感知制止装置		★籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	適・否 否（努力）
⑭災害時等		☆地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合は、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	非該当 適 否（努力）

※ 事務所等

・卸売市場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・事務所（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・工場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・火葬場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）

【2】共同住宅又は寄宿舎のエレベーター

対象		共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降口 ビー	対象 対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①停止階		★籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。	適・否 否（努力）
②出入口の幅		●令第19条第2項第5号ロに適合すること。 （＝籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。）	適・否 否（努力）
③乗降口ビー		●令第19条第2項第5号ニに適合すること。 （＝乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。）	適・否 否（努力）
④籠の 大きさ	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに共用施設等※がある場合又は共用施設等※がない場合	★籠の幅は105cm以上とすること。	非該当・適・否
		★籠の奥行きは152cm以上とすること。	非該当・適・否
	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に共用施設等※がある	★籠の幅は140cm以上とすること。	非該当・適・否
		●籠の奥行きは135cm以上とすること。	非該当・適・否
		★籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	非該当・適・否
	2,000㎡未満	★籠の幅は90cm以上とすること。	非該当・適 否・否（努力）
		★籠の奥行きは120cm以上とすること。	非該当・適 否・否（努力）
⑤手すり		★籠内には、手すりを設けること。	適・否 否（努力）
⑥鏡		★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	適・否 否（努力）
⑦表示案内		●令第19条第2項第5号ヘに適合すること。 （＝籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。）	適・否 否（努力）
		●令第19条第2項第5号トに適合すること。 （＝乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。）	適・否 否（努力）
⑧車椅子使用者対応 操作盤		●令第19条第2項第5号ホに適合すること。 （＝籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。）	適・否 否（努力）
⑨音声案内 （籠の出入口）		★籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	非該当・適 否・否（努力）
⑩自動感知制止装置		★籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	適・否 否（努力）
⑪災害時等		☆地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	非該当 適 否（努力）

※ 共用施設等
・居住者のための共用部分である居室 ・車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ ・車椅子使用者用駐車施設

【3】特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

対象		移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の 昇降機	対象 対象外
整備箇所等	整備基準		整備状況
①特殊な構造又は使用 形態のエレベーター	●令第19条第2項第6号に適合していること。 （＝次に掲げる構造を有し、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの。） ・平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定する段差解消機 ・籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上 ・乗降方向に応じた籠寸法の確保		非該当 適 否 否（努力）
②特殊な構造又は使用 形態のエスカレーター	●令第19条第2項第6号に適合していること。 （＝平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する車椅子使用者用エスカレーターのうち、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。）		非該当 適 否 否（努力）

9 標識

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

標識

対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所・便房（車椅子対応トイレ、準車椅子対応トイレ）、駐車施設、停車施設、又はエレベーターその他の昇降機を設ける建築物	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①標識の設置	★高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。	適 否
②位置、高さ、照明	★位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	適 否
③文字	★文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	適 否
④視覚障害者対応	★必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	非該当 適 否

10 案内設備

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

案内設備

対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①案内所	●案内所を設ける場合は、②主要な案内板と③視覚障害者対応案内設備の規定は適用しない。  案内所を設けた場合は「適」を入力すること	非該当 適
②主要な案内板	★建築物又はその敷地には、主要な案内板を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	非該当 適 （ただし書） 否
位置、高さ、照明	★位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	非該当 適 否
文字	★文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	非該当 適 否
視覚障害者対応	★必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	非該当 適 否
③視覚障害者対応案内設備	★建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第21条第2項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 <国土交通大臣が定める方法> ・文字等の浮き彫り…① ・音による案内…② ・点字及び前①②に類するもの	非該当 適 否
④聴覚障害者配慮設備（案内所）	☆案内所を設ける場合は、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	非該当 適 否（努力）
⑤避難誘導設備	★消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとすること。	非該当 適 否

1 1 視覚障害者移動等円滑化経路

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

視覚障害者移動等円滑化経路

対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内設備又は案内所を設ける建築物	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①経路 （主要な案内板 又は案内所から 道等まで）	★道等※から主要な案内板（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）、「10案内設備③」で整備する視覚障害者対応案内設備又は「10案内設備①」による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、令第22条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。 <ただし書> ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで点状ブロック等で誘導される場合	非該当 適 否
②誘導用 ブロック等	●令第22条第2項第1号に適合すること。 （＝視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。）	非該当 適 否
	●令第22条第2項第2号に適合すること。 （＝視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。） イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） <国土交通大臣が定める部分> ・勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等	非該当 適 否

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える

1 2 育児用施設

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】床面積の合計が5,000㎡以上の建築物

対象	床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの	対象 対象外
----	---	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①育児用施設	●条例第7条第1項に規定する育児用施設（＝乳幼児ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所）を設けること。	適 否
②案内表示	●育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	適 否

【2】床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物

対象	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの（努力規定）	対象 対象外
----	---	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①育児用施設	☆育児用施設（＝乳幼児ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所）を設けるよう努めること。	適 否（努力）
②案内表示	☆育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	適 否（努力）

13 出入口

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】出入口

対象	利用者の用に供する出入口	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①自動感知制止装置	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適否
②衝突防止	★全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じること。	非該当 適否

【2】移動等円滑化経路を構成する出入口

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	移動等円滑化経路を構成する出入口	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること。	適否
①有効幅	●令第19条第2項第2号イに適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。）	適否
②戸の構造	●令第19条第2項第2号ロに適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	非該当 適否

14 浴室等

建築物名称（用途）：

浴室、シャワー室又は更衣室

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

対象		対象 対象外
多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。）		
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、次に定める基準に適合すること。	適否
②出入口	幅、戸の構造 ●令第16条第2項第2号口の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。） （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	適否
	自動感知制止装置 ★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適否
	段 ★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
③更衣ブース又はシャワーブース	★更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合には、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とすること。	非該当 適否
④各設備	★高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適否
⑤空間の確保等	★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
⑥水栓器具	★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	適否

15 客席

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】車椅子使用者用部分（床面積の合計が500㎡以上の建築物で、座席が床に固定されている場合）

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分（床面積の合計が500㎡以上の建築物で、座席が床に固定されている場合） ✍ 客席が複数ある場合は、客席毎に基準を満たすこと	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	●令第15条の基準に適合すること。 （＝次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 ・客席に設ける座席の総数が400以下の場合には2 ・客席に設ける座席の総数が401以上の場合には当該座席の総数に1/200を乗じて得た数（端数切上））	適 否
②大きさ	●奥行きを135cm以上、幅を90cm以上、床は平らとする。	適 否
③経路	●座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm以上とすること。 ●座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第19条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。 （1）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （2）幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （3）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	適 否 非該当 適 否

【2】車椅子使用者用部分（床面積の合計が500㎡未満の建築物又は、座席が床に固定されていない場合）

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分（床面積の合計が500㎡未満の建築物又は、座席が床に固定されていない場合） ✍ 客席が複数ある場合は、客席毎に基準を満たすこと	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★車椅子使用者用部分を1以上設けること。	適 否
②大きさ等	★奥行きを135cm以上、幅を90cm以上、床は平らとする。	適 否
③経路	★座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm以上とすること。 ★座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第19条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。 （1）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （2）幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （3）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	適 否 非該当 適 否

【1】、【2】共通 車椅子使用者用部分（努力基準）

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分 (全ての規模等)	対象 対象外
----	---	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の車椅子使用者用部分を設けるよう努めること。 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が100以下の場合2以上 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が200以下の場合当該座席の総数に1/50を乗じて得た数（端数切上） ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が201以上の場合当該座席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数（端数切上）  客席が複数ある場合は、客席毎に基準を満たすこと	適 否（努力）
②大きさ	☆奥行きを135cm以上、幅を90cm以上、床は平らとする。	適 否（努力）
③経路	☆座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm以上とすること。	適 否（努力）
	☆座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第19条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。 （1）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （2）幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （3）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	非該当 適 否（努力）

【3】難聴者用の装置

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	対象 対象外
----	-------------------------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が200以下の場合当該座席の総数に1/50を乗じて得た数（端数切上） ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が201以上の場合当該座席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数（端数切上）	適 否（努力）

16 カウンター等

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】カウンター、記載台又は公衆電話台

対象	利用者の用に供するカウンター等	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①カウンター等の構造	★それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	適 否

【2】券売機その他の利用者の用に供する機器

対象	券売機その他の利用者の用に供する機器	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①券売機等	☆高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。	適 否（努力）

17 休憩設備

建築物名称（用途）：

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務）

休憩設備

対象	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍、自動車庫又は公衆便所を除く。）	対象 対象外
----	--	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設備	★高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩設備を設けること。	適 否
②案内表示	★休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	適 否